

議案第 24 号

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例

つくば市福祉支援センター条例（平成 2 年つくば市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

引用している法律名が改正されたことに伴い、この条例案を提出するものである。

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、第4条第4号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、第4条第4号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>第8条（以下略）</p>